

[被扶養者 現況表]

* 該当箇所全てに記入してください。記入漏れがある場合は受付できないことがあります。

事業所名	記号	番号	被保険者名

認定の申請をする対象者の状況

1. 【被扶養者として】 認定の申請をする対象家族の現在の状況を詳しく記入してください。

氏名	生年月日	年齢	性別	続柄	世帯別
	年 月 日生	歳			

本年1月1日時点の住民票登録住所 〒 ー

(申請理由)◎被保険者が主として扶養(生計維持)をしなければならない理由を具体的に記入してください。

【理由について】

「退職したため」、「単に扶養することになった」、「自分が世帯主だから」、「対象者が国民健康保険料を払えないから」等だけでは認定できません。不要な健保財政(医療費、拠出金等)支出は皆様の保険料負担の高騰を招きます。適正かつ公平な健保組合の事業運営のためにも、認定審査では具体的な理由を伺う必要があります。少なくとも次の点について、詳細なご記入をお願いします。

- ・対象者がどうしても自立できない(就労できない)理由。
- ・自分が対象者の生計維持をしなくてはならない理由。
- ・他者(親族など)の支援が受けられない理由。
- ・雇用保険の失業給付を受給しない場合、その理由 等。

2. 認定の申請をする対象者の「今後1年間の収入の有無」についてすべて記入してください。

給与収入(含アルバイト・パート等)	1か月	円
自営業等の収入	1か月	円
老齢年金の収入	1か月	円

* 60歳以上の方で現在年金を受給されていない場合は、該当するものを選択して、予定またはその理由を記入してください。

いずれ年金を受給する → 歳より受給予定
 今後も受給する予定は無い 理由: _____

障害・遺族年金等の収入	1か月	円
休業補償費(傷病手当金等)	基本月額	円
	年 月 日より	日間受給
利子・配当金所得	円	円
不動産収入等	円	円
各種一時収入	円	円
被保険者以外からの仕送り ※注	円	円
その他収入として認められるもの	収入の名称 ()	円
今後1年間の収入見込合計額	円	円

3. 認定の申請をする対象者を会社に所得税法上の扶養親族として届出していますか？

届けている 届けていない 理由: _____

* 届けていない理由を必ず記入してください

4. 認定の申請をする対象者の今までの健康保険の加入状況と、現在の生活状況について、該当するものを選択して、必要事項をすべて記入してください。

(ア) その方は今までどの健康保険制度に加入していましたか？

- ① 健康保険組合・共済組合 → 名称 _____
- ② 国民健康保険
- ③ その他 _____

(イ) 認定の申請対象者は今まで誰かに扶養されていましたか？または、「本人」として自分で加入していましたか？

- ① _____ (続柄: _____) に扶養されていた。
- ② 「本人」として自分で加入していた。

(ウ) 認定の申請対象者の現在の生活費*について該当するものを選択してください。

※生活費とは、食費、住居費、光熱費、被服代、医療費など申請対象者が生活するにあたり必要な費用すべてのこと

- ① 本人の収入で賅っている。
- ② 本人の収入と、あなた(被保険者)が負担している。
あなた(被保険者)の負担額(月): _____ 円
- ③ 全面的にあなた(被保険者)が負担している。 負担額(月): _____ 円

(エ) 申請対象者に対し、あなた(被保険者)の他に共同で負担している家族がいる場合、下記へ記入してください。

氏名: _____ 続柄: _____ 負担額(月): _____ 円

氏名: _____ 続柄: _____ 負担額(月): _____ 円

氏名: _____ 続柄: _____ 負担額(月): _____ 円

※注 被保険者以外の負担額は「2. 収入欄」の「被保険者以外からの仕送り」欄にも記入してください。

ご家族の状況

認定申請対象者からみた配偶者・子・父母・兄弟・姉妹などの親族について、記入してください。

* 認定対象者の配偶者欄は必ず記入。配偶者と死別・離婚または未婚の場合はそのいずれかを氏名欄に記入してください。

氏名	続柄	年齢	世帯別	職業	収入
	配偶者	歳			月収 円
		歳			月収 円
		歳			月収 円
		歳			月収 円
		歳			月収 円

- ★ 上記の「ご家族の状況」欄は必ず記入してください。
なお、最後の家族の次の行には「以下余白」と記入してください。
- ★ 状況に応じた証明書類が必要です(その他にも追加の書類をお願いすることがあります)。
また関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。
- ★ 被保険者の収入、生活の実態、経済的扶養能力等の状況、社会通念上の妥当性等、総合的に判断し、認定可否を決定します。
- ★ 審査にあたり、人事院による世帯人員別標準生計費を参考にすることがあります。

【 注 意 】

上記の申請内容が事実と相違した場合には、「被扶養者異動届」を基に、認定を遡って取り消し、保険給付等の健保組合が負担した全ての費用は返納していただきます。

また今後、被扶養者の収入が限度額を超える、被保険者が主たる生計維持者でなくなったとき等、当健保組合の被扶養者認定基準から外れる場合には、直ちに被扶養者資格削除の手続きをお願いいたします。

※個人情報保護:ご提出いただきました情報は厳重に管理し、健保業務以外の目的では使用いたしません。